

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年3月24日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社広島銀行

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

2020年10月、日本政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言している。当行の親会社である株式会社ひろぎんホールディングスにおいても、2022年5月に温室効果ガス排出量削減の目標として「①2030年度までに当社グループによる温室効果ガス排出量（スコープ1・2）のカーボンニュートラルの達成を目指す」、「②2050年度までに投融資ポートフォリオを含めたサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3）のカーボンニュートラルの達成を目指す」を設定した。当行についても、上記の目標に即して、カーボンニュートラルに向けた取り組みを進めている。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2024年度（目標年度）までに当行全体の炭素生産性を80.3%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

銀行業（62）

(6) 事業適応の具体的内容

本社ビルやデータセンター等で購入している電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることにより、電力の使用に伴うCO2排出量を減少させて炭素生産性を向上させる。

また、既存店舗やデータセンターにおいて、照明のLED化及び空調設備を更新することにより、CO2排出量を減少させて炭素生産性を向上させる。さらに、店舗1カ店の建替を行う。建替後は、ZEB認証取得予定であり、それらの設備投資によりCO2排出量を減少させて炭素生産性を向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和5年3月

終了時期：令和7年3月